（検定に合格した現行型式等燃料油メーターの使用中検査の方法等に係る特例）

第七条　現行型式小型車載燃料油メーター及び令附則第九条第二項の適用を受けた燃料油メーターであって、検定証印等が付されているものについての法第百五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2　現行型式等燃料油メーターのうち小型車載燃料油メーターであって、検定証印等が付されているものについての法第百五十一条第一項第二号の経済産業省令で定める使用公差の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

3　令附則第九条第二項の適用を受けた燃料油メーターであって、検定証印が付されているものについての法第百五十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（現行型式等液化石油ガスメーターの表記に係る特例並びに検定の方法及び使用中検査の方法の技術的読替え）

第八条　現行型式に属するものとして型式承認表示が付された液化石油ガスメーター及び令附則第九条第二項の適用を受けた液化石油ガスメーター（以下「現行型式等液化石油ガスメーター」という。）については、改正前検則第三百九十七条の規定は、平成三十一年十月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前検則第三百九十七条の規定の適用を受けた現行型式等液化石油ガスメーターに係る法第七十一条第三項の経済産業省令で定める方法及び法第百五十一条第三項の経済産業省令で定める方法については、改正前検則第四百十八条（使用最小流量に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年十月三十一日（同項の経済産業省令で定める方法にあっては、当該現行型式等液化石油ガスメーターに付されている検定証印等の有効期間満了の日）までの間は、なおその効力を有する。

（現行型式等液化石油ガスメーターの構造に係る技術上の基準等に係る特例）

第九条　現行型式等液化石油ガスメーターの法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（改正後検則第三百九十七条を除く。）及び法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（検定に合格した現行型式等液化石油ガスメーターの使用中検査の方法等に係る特例）

第十条　現行型式等液化石油ガスメーターであって、検定証印等が付されているものについての法第百五十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

2　令附則第九条第二項の適用を受けた液化石油ガスメーターであって、検定証印が付されたものについての法第百五十一条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

（特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十一条　特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十年経済産業省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条中「現行型式に属するものとして型式承認表示が付された自動車等給油メーター及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）附則第九条第二項の適用を受けた自動車等給油メーター（以下「現行型式等自動車等給油メーター」という。）」を「現行型式等自動車等給油メーター」に改め、同条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の一条を加える。

（現行型式等自動車等給油メーターの構造に係る技術上の基準等に係る特例）

第三条　現行型式に属するものとして型式承認表示が付された自動車等給油メーター及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）附則第九条第二項の適用を受けた自動車等給油メーター（以下「現行型式等自動車等給油メーター」という。）の法第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める方法の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）及び計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の規定に基づき計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年五月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「日本工業規格Z八八〇二（一九八四）の七・二・二」を「日本工業規格Z八八〇二（二〇一一）の八・二・二」に改める。

第十一条第一項第五号ハ(8)中「日本工業規格B八五七二―一（二〇〇八）の八・六・二」を「日本工業規格B八五七二―一（二〇〇八）の八・六・二又はB八五七四（二〇一三）の八・六のデジタル信号」に改める。

第二十五条中「様式第十二から様式第五十三までによるものとする。」を「日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Bによる。」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（容器の材質）

第二十六条　法第十七条第一項の経済産業省令で定めるものは、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）の材質を有する容器とする。

第二十七条を次のように改める。

（高さ）

第二十七条　法第十七条第一項の経済産業省令で定める高さは、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Eによる。

第三十条第二項を次のように改める。

2　法第六十条第二項第二号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特殊容器の検査に必要な設備は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）によること。

二　法第六十三条第一項第一号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）附属書Cによること。

三　法第六十三条第一項第二号に適合しているかどうかの検査の方法は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）によること。

四　特殊容器の検査を行った場合は、速やかに次に掲げる事項を記載した検査記録を作成し、当該検査を行った日から三年以上保存すること。

イ　検査を行った特殊容器の型式及び数

ロ　検査を行った特殊容器のロットの製造年月日及び数

ハ　検査を行った年月日及び場所

ニ　検査を行った者の氏名

ホ　検査の方法

ヘ　検査の結果

第三十二条第二項第一号中「明りょう」を「明瞭」に、「ものとする」を「こと」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　容量の表記は、容易に消滅せず、かつ、明瞭に読みとれるもので、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）によること。

第三十三条を次のように改める。

（容量公差）

第三十三条　法第六十三条第一項第二号の経済産業省令で定める容量公差は、日本工業規格S二三五〇容量表示付きガラス製びん（壜）の附属書Aによる。

別表第一第十三号から第十七号までの第四欄中「基準はかり」を「基準はかり又は基準比重浮ひょう」に改める。